

民間資金等活用事業推進委員会
第3回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第3回計画部会
議事次第

日 時：平成28年4月11日（月）13:55～15:57

場 所：内閣府本府庁舎3階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

アクションプラン等改定素案について

3. 閉 会

○野村参事官補佐 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第3回計画部会」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官補佐をしております野村でございます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員12名のうち、11名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料につきまして、1点御連絡させていただきます。右肩に「資料」とございます「PPP/PFI推進アクションプラン（仮称）骨子案」及び参考資料2につきましては、審議途中にあるものでございますし、本日、皆様から自由闊達な御議論をいただきたいと考えておりますので、非公表とさせていただきます。

あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以降の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○宮本部会長 皆さん、こんにちは。よろしく願いいたします。本日の議事に入らせていただきます。

本日は、これまでの本部会における議論も踏まえて、事務局で作成していただいたアクションプラン等の改定素案についての審議をお願いしたいと思います。右肩に「資料」とある「PPP/PFI推進アクションプラン（仮称）骨子案」がそれに当たります。

参考資料1の2ページ目のスケジュールにありますように、来週月曜日のPFI推進委員会において、本部会からの中間報告としてアクションプラン等改定素案の審議を行う予定ですので、それに向け、皆様の専門的見地から御議論いただければと思います。

まず、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○鳥巢審議官 中身の説明に当たりまして、審議官の鳥巢でございますけれども、概括的な話を最初にさせていただいて、それから中身の議論をそれぞれ担当のほうから説明させたいと思います。

冒頭にも申し上げましたけれども、本当にスケジュールがタイトな中で精力的に御参加いただき、また御議論いただき、本当にありがとうございます。既にこれまで各省庁からのヒアリング、そして委員の皆様方からの貴重な御意見を頂戴する機会を設けさせていただきました。本日、骨子ということで御提示させていただきました。金曜日の深夜になったのでございますけれども、うちの若い人たちが夜遅くまで整理をして送らせていただきましたけれども、まず現時点では骨子ということで、主要な論点が漏れていないかどうかということを中心にきょう御議論いただくということでございます。

その後、文章化をしたいと思っておりますけれども、本日はごらんのとおり、委員の皆様方に

各省の目を気にしないで議論を深めていただくということで、会議自体も非公開ということにさせていただいております。その上で、我々の打ち出しが決まった段階で、今後各省協議に入っていきたいと思っておりますけれども、現時点では本当に自由闊達な御議論をいただきたい。それについて、各省協議の結果、100%ということにはなかなか難しいかもわかりませんが、できるだけそれに近づけるべく事務方としても努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

きょうは、中身の説明に入ります前に、今回の骨子の主要なポイント、取りまとめの考え方について簡単に御説明させていただいた後に、それぞれ中身のお話につけていきたいと思っております。

まず、今回はお手元の資料に、今座長からお話がありましたが、後ろに参考資料というのを付けておりますけれども、参考資料1というものを並べてごらんいただければと思います。これは冒頭にお話をしましたが、PPP/PFIに関しては、御承知のとおり、10年にわたるアクションプランと平成28年からの3カ年間を対象にした集中強化期間の取り組み方針という2つの計画体系があると申し上げました。

今回のこのアクションプランの骨子の考え方は、これら2つのプランニングの基本的な枠組みを維持しつつ、一本化をしているということでございまして、内容的にはそれらを全て包含する形で、さらに強化する形にしておりますけれども、計画としては一本化をしているということでございます。

基本的枠組みを維持しつつという意味は、まず事業規模についての10年間はこれまでどおり平成25年から平成34年ということでございまして、この枠組みを維持をしている。また、集中強化期間は3年間であるということについても、同じように維持をしております。ただ、これは留保がついてございまして、この3年間というのは個別の重点分野、すなわち空港、上下水、道路、こういった個別の重点分野ごとそれぞれに3年ごとということで、今までは頭と尻尾はそろっていたわけですが、今後、重点分野の追加ということが具体的にってきますので、これについてはそれぞれの重点分野が新たに追加された場合には、その時点からは3カ年間ということになります。

それから、対象事業につきまして、集中強化期間につきましては、対象事業はこれまでコンセッションだけということだったのでございますけれども、これについてもコンセッション以外に拡大をしていくということでございまして、重点分野を今後追加可能なような形にしております。

したがって、集中強化期間全体の計画期間というのは今回これでもうなくなるわけですが、そういう意味では相対性理論の世界に入っていくって、それぞれの事業ごとに3年という形になっていくということでございます。それが計画の体系論としてまず1点目でございます。

2点目のポイントでございますけれども、今回、目標の数字もそれぞれ極めて大事なのですが、その目標の数字をどういうふうにして実現していくのかという道筋、観点を重視

したということでございます。このとおりタイトルもとりあえず仮称ということでございますけれども、従来はPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランということで、むしろさまざまな制度、仕組みの改革をすることに主眼を置いたようなタイトルになっておりますけれども、今回はとにかく推進をしていく、数字を出していく、実績をつくっていくということで、実行に力点を置いたタイトル、考え方にしていきたいなということで、とりあえず御提案させていただきます。これは多分議論の余地があるところだと思いますので、これも含めて御議論していただきたいと思っております。

それから、考え方について、資料の骨子案をおめぐりいただきますと目次が書いてありますけれども、目次の1と2、「趣旨」と「基本的な考え方」ということで、趣旨というのはアクションプランはどのようなものなのか、何を考えているのかというのが趣旨で、基本的な考え方というのは推進についての基本的な考え方ということなのですけれども、今回はこの2つ、哲学に当たる部分というのはむしろ後ろのほうが、本来ならば前後が逆なのかも知れませんが、まず、3以降の議論をきちんと詰めた上で、それを総括する形でこの1と2というのを多分書き直していく必要があるだろうということで、今回は現行の「趣旨」と「基本的な考え方」のところの何をどういうふうに変える必要があるのかということについての論点の指摘にとどめさせていただいております。

これについては、書き下ろしの段階できちんとした作文にしていきたいと思っておりますけれども、その中でも特に数字そのものをばっと掲げることだけではなくて、どうやって実現するかということについての道筋、パスをしっかりとはっきりさせることを大事にしたいと思っております。

それから、実行、実績重視ということで見ると、もう一つつけ加えなければいけないのが、目次の7の「PDCAサイクル」のところでございます。これは23ページをお開きいただくと、非常にコンサスに書かせていただいておりますけれども、事業規模と施策の進捗状況は毎年度フォローアップをするということは当たり前のことですが、これをきちんと明確化して、各省に対してもその心構えをきちんと今から持っていただくということでございます。それで、毎年事業規模を把握した上で、当然アクションプランを見直して、プランを改定していくというこのPDCAサイクルを回していくということになっていきます。

それから、実行、実績重視ということの2点目でございますけれども、今回、規模目標については、詳細はまた後ほど説明させていただきますけれども、21ページに事業規模目標ということで書かせていただいておりますけれども、これまではどちらかというと、先進国の間でのマクロの数字を比較して目標設定するという考え方が中心だったかと思っておりますけれども、今回、その考えもちろん一部には取り入れておりますけれども、むしろこの目標の数字をどうやって実現していくのかということで、例えば22ページをごらんいただければと思うのですけれども、いわゆる収益型事業、第Ⅱ類型でございますけれども、それについては優先的検討規程の運用をしっかりと行って、人口20万人以上の全ての地方公共団体で本事業類型の事業の実施を目指すとか、これまではどちらかというと、もっと抽象

的な施策が並んでいたのですけれども、今、事業規模そのものは「●兆円」になっておりますけれども、この数字の裏にはこれを実現した場合に大体どれくらいの事業が積み上がってくるかということを想定しながら、要するに目指すべきところを明らかにしてくる。逆に言えば、こういうことをすることで、それぞれの公共団体においてもどこを目指していけばいいのかという方向感覚をはっきりさせることができるのではないかと考えております。これについても後ほど議論が必要かなと思っております。事務局の提案としては、そういった実行、実績を上げるための道筋をできるだけはっきりさせていくということに気を配ったということでございます。

それから、3点目、最後でございますけれども、施策体系の明確化ということでございます。これまでのアクションプランは、お手元の参考資料の3と4でつけさせていただいておりますけれども、特にアクションプランの2ページから3ページ、4ページとごらんいただくとわかりますけれども、いろいろな施策を当時こういう形で並べていたということでございますけれども、今回は施策の体系論を少し見通しをよくしたほうがいだろうということで、骨子の2ページをごらんいただきますと、まず事業類型ごとの戦略論をきちんと書いた上で、その次に「4. 推進のための施策」ということで、施策群ごとにきちんとグルーピングをして、どういう考え方のもとに何をいつまでしていくのかということ具体的に明らかにしております。4の(1)の地域プラットフォームから優先検討、民間提案、情報提供等の支援、こういった形でグルーピングをしたということと、例えばその中の10ページ、11ページをごらんいただきますと、10ページで地域プラットフォームについては方針を箇条書きさせていただいておりますが、この方針に沿うものとして、「具体的取組」ということで、10ページの下のところから①から⑦まで掲げさせていただいておりますが、それぞれについて可能な限り、いつまでに、あるいはいつからやるのか、こういったことをきちんと明示をしていきたいと思っております。これがないと、逆に言えば、フォローアップがきちんとできないわけですので、こういったことをことしはきちんと今回のプランでは明らかにしていくということと、最終的にはどこの省庁が担当しているかということまできちんと明示をしていきたいということでございまして、時間軸の明確化、担当省庁の明確化、こういったことを図っていきたいと思っております。

以上が概括的な、今回、特にこのプランの骨子をまとめるに当たって我々が留意したことの主要な点でございまして、これから中身について時間の範囲内で御説明させていただきます。

○武井企画官 引き続き、具体的な中身について御説明申し上げます。骨子案をお開きください。

3ページから「1. 趣旨」でございます。先ほど、審議官のほうから現行のアクションプランを書いた上で、論点の指摘にとどめるというお話がありましたので、その指摘事項について順番にお話し申し上げます。

1つ目のところは、今、契約金額で約4兆1,000億円となっていると書いてありますけれ

ども、この間の事業規模PTで議論させていただいたとき、この事業規模として数えると5.8兆円になるという数字が出ております。そういったこともありますので、考え方を改めていくということが考えられるのではないかと考えております。

その下でございますけれども、延べ払い型で支払う方式だと法の本来の目的が十分に達成されているとは言えないというような記述がありますけれども、この間の宮本部長からのお話でも、サービス型でもVFMが出ている以上、これは推進すべきではないかという御発言があったかと思っておりますけれども、そういったことからこのところについては直す部分があるのかなと思っております。

次のページでございますけれども、従来のアクションプランについては財政健全化という面が強く打ち出されておりましたが、これまで事業規模PTなどで議論されてきた中におきましては、民間の事業活動を図るといような考え方が出ておりますので、そういった民間の事業活動、成長戦略、こういった側面を重視していくような部分が必要なのではないかと考えております。

また、4点目でございますけれども、抜本的な改革に着目したものにつきまして、先ほど審議官から申し上げましたように、「実行」、「実績」、こういったものにフォーカスしていくべきではないかと考えております。

次に5ページ目、「2. 基本的考え方」の1点目でございますけれども、こちらはインフラの老朽化が急速に進展する中、こういったときの話でございますけれども、ここにつきましては部会長、部会長代理から御指摘がありましたように、道路、橋梁、土木インフラ、こういったところのインフラに具体的に適用していくことが大事ではないかということだと理解しております。

次の延べ払い型の記述につきましては、先ほど申し上げたことと同様でございます。

6ページをお開きいただきますと、次にこの進め方ということでございまして、この中でもバンドリングの話とか、事業の広域化とか、こういった御指摘をいただいておりますので、そういったところをここに掲げさせていただいているところでございます。

7ページからが「事業類型ごとの進め方」でございまして、アクションプランの中でありました4つの事業類型につきまして、その事業類型について維持したまま、それぞれの事業類型ごとの進め方の基本的な考え方について整理した項目でございます。

1つ目の(1)はコンセッションでございます。1つ目のポツは、コンセッションの中の空港、港湾、観光等の成長分野におけるコンセッションについて、これを生かして成長のエンジンとしていくということが重要であるということをご指摘しております。

2つ目でございますけれども、こちらは生活関連インフラにつきまして、維持更新費が増嵩する中、持続可能性が課題になっているということにつきまして、石田委員、清水委員ほかから前回御指摘いただきましたけれども、こういったものにつきましてもコンセッション事業の導入を推進すべきではないかと考えております。

3点目でございますけれども、民間の経営手法や創意工夫を生かすことができる事業規

模を確保するための方策としてバンドリングが必要。

また、4つ目のポツでございますけれども、公共施設等運営権制度の積極的な活用に当たってディスインセンティブとなるようなことがあれば、これについて検討して必要な対応を図っていくということになろうかと思っております。

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業等、今回、収益型事業ということで仮に定義を打っておりますが、こういったものについては既存施設にこういった施設を付加することによって価値向上を図る。

また、次のポツでございますけれども、整備費用を含めて利用料金や収益事業で回収可能なものから、運営費の一部のみしか回収できないものまで、いろいろなものがありますけれども、たとえ一部しか回収できない場合であっても、公費投入の削減に資するという観点から積極的に活用することが必要であると。こういったことについて、前回、PFI機構からお話があったかと思えます。こういったものによって、民間の創意工夫やノウハウにより収益拡大を目指していくということでございます。

また、4つ目のポツでございますけれども、収益型事業につきましては将来的にコンセッション事業へ発展する可能性もある部分がありますので、より広範な公共施設等に積極的に活用していくということ。

また、公共施設の管理者側におきましても、積極的にコンセッション事業に移行させる等、取り組みを行っていくべきであるということを書いてあります。

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業でございますが、これは公的不動産利活用事業とここで書いておりますけれども、こういった未利用の公的不動産を有効活用することによって、地域の価値、住民満足度をより高めるといったことが必要になってくるということでございます。

こういった中で、公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備等により、こういった取り組みを進めていくということが、今、多くの地方団体等にとって課題となっておりますので、これを進めていくことが重要であるということでございます。

こういった中では、民間提案を積極的に活用していくということ。また、前回、部会長から御指摘がありましたように、LABV等の新たな手法についても検討が必要ではないかということでございます。

(4) その他のPPP/PFI事業でございますけれども、これにつきましては、PFIの実施経験のない地方公共団体にとってのファーストステップとしての役割、また2つ目でございますけれども、これまでハコモノ中心でしたが、インフラ分野へと活用の幅を拡大することを検討すべきであるということでございます。3つ目でございますけれども、この事業の活用に当たっては、地方債の金利とマーケットからの調達金利という資金調達コストの差異のみで判断するのではなくて、VFMを全体的に評価して行っていくべきだということでございます。また、この中に指定管理者や包括的民間委託なども入ってきますけれども、こういったことにつきましても積極的に活用し、また契約更新時にコンセッション事

業への移行の可能性をいろいろ検討していくことが重要ではないかという指摘でございます。

以上です。

○野村参事官補佐 続きまして、「4. 推進のための施策」について、順に御説明させていただきます。

(1) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進から(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用、及び(6) その他ということで、6項目、項立てさせていただいております。先ほど審議官が御説明していただきましたように、具体的な取り組みにはできるだけ収益を明確化するという方針で書かせていただいております。項目ごとに方針を明記した上で、それに沿った具体的取り組みを明記しております。専門委員の皆様から御指摘があった項目を中心に御説明させていただきます。

(1) 地域プラットフォームについてですけれども、【方針】の2ポツ目で、宮本部会長から地元産業への配慮という御指摘をいただきましたので、PPP/PFIの推進に当たっては、地域の民間事業者がイニシアチブを発揮して、地域プラットフォームの形成を推進するよという方針を書かせていただいております。

さらに、【方針】の最後のポツですけれども、石田直美専門委員、清水専門委員からの御指摘を踏まえまして、より広域的な地域プラットフォームの形成促進、それを通じた事業の広域化ということを書かせていただいております。

具体的な取り組みといたしましては、赤羽専門委員の御指摘を踏まえまして、最後の⑦でございますけれども、ニーズの吸い上げということで、地方公共団体におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに、情報提供、助言等を行うというふうな施策を書かせていただいております。

続きまして、優先的検討の推進でございます。こちらは昨年12月に優先的検討規程を定めたところでございますけれども、これにつきまして手引の作成によりましてノウハウや情報の提供、さまざまな支援措置を行うということの方針としております。

具体的な取り組みといたしましては、優先的検討規程を28年度末までに国及び人口20万人以上の地方公共団体において策定すること。それに加えて、手引の策定ですとか、さまざまな支援事業を実施するということを書かせていただいております。

続きまして、(3) 民間提案の積極的活用でございます。こちらにつきましてはさまざまな委員から御指摘をいただいたことでございますけれども、例えば浅野専門委員の御指摘を踏まえまして、【方針】の2ポツ目のところですが、知的財産権や営業秘密の保護に配慮するということを書かせていただきまして、応答義務と結果の通知、公表等手続の透明性を確保し、窓口の明確化を図るという方針を書かせていただいております。

それを踏まえまして、具体的な取り組みといたしましては、清水委員の御指摘を踏まえまして、民間提案を促進するための仕組みや提案した民間事業者に対するインセンティブ付与を検討するという項目を書かせていただいているほか、石田直美委員からの御指摘を

踏まえまして、提案に対する地方公共団体等の応答、検討結果の公表ということを具体的な取り組みとして記載しております。

続きまして、（４）情報提供等の地方公共団体に対する支援でございます。こちらにつきましては、【方針】の２ポツ目のところで、根本部会長代理や浅野専門委員の御指摘を踏まえまして、地方公共団体等の実務担当者がPPP/PFI事業に関する必要な情報を容易に得ることができる環境を整備という方針を示させていただいております。

具体的な取り組みといたしましては、14ページになりますが、まず１つ目といたしまして、浅野専門委員から人材不足という御指摘がございましたので、国の教育機関を活用したPPP/PFI事業に関する知識を有する職員を育成する方法を検討。②といたしまして、江口専門委員の御指摘を踏まえまして、PPP/PFIのポータルサイトの整備。さらに③といたしまして、清水専門委員から省庁連携という御指摘がありましたので、省庁横断的なワンストップ窓口とか調整体制の強化、そういった項目を記載させていただいております。

（５）ですけれども、こちらは株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用ということで、引き続きこの内容につきましては検討させていただきますけれども、重要な要素ということで項目立てさせていただいております。

（６）その他といたしましては、現在のアクションプラン等でも記載しております築地川のモデルケースの施策を書かせていただいているという状況でございます。

引き続きまして、「５．集中取組方針」について御説明させていただきます。こちらにつきましても、いつまでに何をするかというのを明確にした上で、その具体的な施策に重きを置きまして、その効果として件数目標が達成させられるような記載をさせていただいているところでございます。

考え方といたしましては、（１）目標設定の考え方にありますけれども、３つ目のポツからありますが、３年間で具体化すべきものを数値目標として設定する。その重点分野につきましては、今後、随時追加・見直しを行う。最後のポツですけれども、基本的にはコンセッション事業を基本といたしますが、将来それにつながる事業類型も対象とするという方針で書いております。

（２）でそれぞれの重点分野について記載しております。①空港といたしましては、17ページの１つ目のポツでございますが、江口専門委員から競争的対話の重要性のお話ございましたので、空港分野の先行案件によって得られたコンセッション事業のノウハウを横展開するという施策を書かせていただいております。

②水道につきましては、清水専門委員からその重要性のお話ございましたし、下水道とあわせて石田直美専門委員からもその重要性の御指摘がございました。それを踏まえまして、水道、下水道共通するのですけれども、１つ目のポツといたしまして、給水人口の減少や維持更新費の増嵩を反映した中長期的な水道料金の見込みを公表する、いわゆる見える化するのとともに、２つ目のポツですけれども、コンセッション方式を活用することによって民間経営の原理を導入していく。それらを大きな方針として書かせていただい

ております。また、水道につきましては、3つ目のポツですが、石田直美専門委員の御指摘を踏まえまして、パンフレット作成等の啓発活動、そういったわかりやすさということを書かせていただいております。

続きまして、④道路でございます。こちらにつきましては、現在の現行目標は1件ということで、実際、愛知県道路の話が進んでいるのですけれども、さらにほかの道路公社へのコンセッション方式の適用拡大の可能性についても検討するというを書かせていただいております。

このほか、新たな重点分野といたしまして、現在、政府のほうで検討しておりますのが、⑤文教施設でございます。スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等への観光という観点も含めたコンセッション制度の活用ということは、自民党のほうでも検討されておりました、その内容を1ポツ目で書かせていただいております。2ポツ目、3ポツ目につきましては、さらに文教施設へのあり方の検討ということで、現在、文部科学省のほうで検討を進められていることを書かせていただいております。

さらに、文教施設のほかの目標といたしましては、⑥公営住宅でございますけれども、こちらにつきましては、コンセッションに限らず、将来的なコンセッション方式活用を視野に入れた分野として書かせていただいているところでございます。

最後に、それ以外のその他の分野につきましては、1つ目、国立公園の件は観光ビジョン、そういった観光の文脈で今政府で検討されておりますので記載させていただいております。最後、地方公共団体の支援につきましては、清水委員のほうから御指摘がございましたので、そういった趣旨も踏まえまして、負担に対する支援を実施という項目を立てさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○武井企画官 引き続きまして、「6. 事業規模目標」でございます。冒頭、審議官のほうからお話がありましたように、これらの施策を行ってきた結果として事業規模目標ということで、最後の位置に置いております。

(1) 目標設定の考え方でございますけれども、従前と同様、平成25～34年度の10年間の事業規模目標であると。事業規模PTで検討してきたとおり、この事業規模は民間事業者の総収入をもってはかるということ。また、PPPについての対象については、ここにあります3要件、これは事業規模プロジェクトチームで検討した3要件でございますけれども、その3要件を満たすものということにしております。

(2) 目標の数字でございますけれども、現在のところ●になっておりますが、これらにつきましては、①コンセッション事業（類型Ⅰ）、②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等、③公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業、④その他の事業類型ということで、従前と同じ区分をもちまして設定しております。

それぞれの考え方につきましては、①については「5. 集中取組方針」に掲げられた目標の確実な実施を図るということを基本として数字を設定したいと考えております。②③

につきましては、いろいろ運用していく中で、計画期間内に、例えば人口20万人以上の全ての地方公共団体でこういったものが実現されるということを考えた場合に、実現されるであろう規模を、事業類型ごとの規模の目標として掲げようと考えております。また、④につきましては、引き続き事業を推進することによって達成できるであろう事業費を事業規模の目標として設定しようと考えております。

最後に、23ページでございますけれども、「7. PDCAサイクル」ということで、このアクションプランにつきまして事業規模や施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行って、現状の把握と課題の検討をして、必要に応じて見直すというところまで含めて書いていこうということでございます。

以上、資料の説明を終わります。

○宮本部長 どうもありがとうございました

それでは、ただいま御説明がありましたアクションプラン等の改定素案について、審議に入りたいと思います。御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

根本先生、お願いします。

○根本部長代理 全体の構成なのですが、目次のところで3と4のつなぎなのですが、3、5、6というのは類型単位で書いてあるのです。4だけは横断的な施策で書いてあって、そうすると3と5が切れるという現象が起きている。例えばコンセッションのところで、ディスインセンティブになっているような制度の見直しをやりますと書いてあるのですが、具体的に何のことかなと思って後のほうを読むと、どこにも書いてなかったりするのです。

むしろここで今アクションプランに盛り込むのは、こういう法制度が阻害要因になっているので検討すべきであるということをしっかり書いていかないと意味がないので、そのチェックをしながら見ていたのですが、この4の場所がよくないという感じが。前にするか、後にするか、そういうチェックがかけにくいようになっているというか、見落としの原因になっているような気がするのですが、その辺は構成の見直しなどは可能なのでしょうか。

○鳥巢審議官 これはあくまでまだ素案なので、もちろん可能なのですが、悩ましいところを申し上げますと、2と3との兼ね合いも実はあって、2がどちらかというと全体的な戦略論を述べて、各事業類型別にどうやっていくのかという話があるので、逆に言えば、2をにらむと3の場所が居心地がいいという感じがしますし、これを逆に持ってくると、基本的な考え方を受けた個別戦略論はどこに行くのかというと、4をまたいで次のところに行くみたいな話もあるので、どちらがいいのか、実は我々も悩ましいところだなと最後まで思いながら、とりあえず今回は2からの流れを重視してこういう形にしております。そういう意味では、どちらをとるのか難しいなというのは我々の気持ちです。

根本先生がおっしゃるところも全くそのとおりだなという感じも実はするのですが、い

ずれにせよ、これまでどちらかというところ、5の「集中取組方針」というのはコンセッションに特化した特論みたいなところになっていたので、5でできるだけ完結させているのかなということで、とりあえず今のようになっているのですけれども、その辺については引き続き、どちらがいいのか、またお知恵を拝借したいというのが私の気持ちです。

○根本部会長代理 余り知恵でもないのですけれども、むしろ4を後ろのほうに持ってきて、結論としての取組方針なり事業規模目標を先に持ってきて、それを実現するためにはというふうに言ってもらったほうが話は聞きやすいという気はします。

○鳥巢審議官 おっしゃることも全くそのとおりでと思うのですが、先ほど言いました、例えば事業規模目標の中の収益事業について、今回これまでなかったポイントとしては、収益事業型のものを20万人以上の人口を持っているところについては、少なくとも皆さん1個ずつはやっていただけませんかという話をしたときに、優先検討に関する施策が前にあったほうが、逆に言えば、こういうことを実現して、それぞれ収益事業型を皆さん最低1個ずつやっていただいて、それが結果として積み上がることによって全体の事業規模の実現に結びついていくのですよみたいな流れがわかりやすいかなというところも実はあったのです。なので、なかなか百点満点は難しいのですけれども、そういうところを今回はパスを重視して、数字実現のための道筋をできるだけ明らかにしていこうということで、実は数字そのものは最後に寄せたというのが今回の構成の考え方なのです。

○宮本部会長 悩ましいところですね。

○根本部会長代理 4に入らない3の論点をどこかで吸収するということだと思っているので、順番はこだわりませんが、先ほど申し上げたような、ディスインセンティブ云々と3で言うておきながら、後から回収されないというのはおかしいので、それは4に入れてもいいのですけれども、今の整理だと入れにくいのであれば、もう3のところで行ってしまうとか。何か漏れがないようにするための構成を御検討いただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

構成によれば、先ほど根本先生がおっしゃったみたいに、目標まで行ってから、その施策を最後に掲げるというやり方もあるかもわかりませんが、そこは御検討いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いかがでしょうか。石田直美専門委員、お願ひします。

○石田（直）専門委員 御説明ありがとうございます。

今の質問とも関連するのですが、私もディスインセンティブへの対応というのは、何らかの形で推進のための施策のところに入れていただきたいと感じております。

4のところ（1）から（6）で整理をしていただひいて、見てみれば、今、推進室ないしは政府で注力されていることがキーワードとして全部入っているの、なるほどと思ひて見ていたのですけれども、この中で「その他」のところ、これも何でこういひの入っているのか想像はできるのですけれども、何となくモデルプロジェクトみたいな感じを受けていて、モデルプロジェクトというの、以前の推進委員会の中でも、推進室さ

んとして取り組んでいくのはなかなか難しいという指摘もあったことを聞いたような気がするのですが、今、自治体さんがPPP/PFIを、タイトのものに取り組もうとしたときに、どんな新しい収益事業との併設があるのかとか、どんな先行事例があるのか、やはりそこにすごく五里霧中感があるのかなと思いますので、その他のところをさらに2つ分けて、何か先行例となるような、例えば新しい人口減少の時代に対応したような新たなPPP事業の創出支援みたいなものがあってもいいのかなと思ひまして、それを御検討いただけないかなと思ひました。

あともう一つ、これはもし可能であればということですが、今、広域的なPPP事業の推進というのはプラットフォームのところに入れていただいているのですが、バンドリングと含めて、これから多分非常に重要なことになってくると思いますので、これもぜひ4番のところでも1つ頭出しをしていただくようなことを御検討いただけないかなと思ひます。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

20ページのその他が中途半端で、まだ御準備の段階だというのはよくわかるのですが。

○鳥巢審議官 まだ中間段階なのでなかなか書けないのは、実はほかの国の審議会の検討状況との兼ね合いなのです。特に、具体の施策が多数提示される成長戦略の関係です。それがまだ実は民間議員ペーパーが今提示されて、各省と調整している段階なので、今回、かなりのところをここに入れたいと思ったのですが、まだ熟度が非常に低いということなので、次回の部会の議論のときまでには、ある程度骨格といいますか、大きな主要な論点は盛り込めるのではないかと思うのです。

そうすると、その他を用意しておかないと、前のところに入らないものがその中でいっぱい出てきているものですから、今は中途半端な感じのものしか並んでいないのですが、今後さらに、きょういろいろこういう施策を入れるべきではないかという御議論をいただいたのも、もちろん今回取り込んでいきたいと思ひますし、ほかの国の審議会で議論されていることもあわせて取り込んで、次回ごらんいただくときには、政策玉が少しふえているような感じになるのではないかということでございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

では、石田晴美専門委員、お願いします。

○石田（晴）専門委員 最後のところに、例えば人口20万人以上全ての地方公共団体で目指すとか、あるいは平均2件程度と具体的な目標が掲げられていますが、この目標は今回の推進のためのいろいろな事業によって達成できるのでしょうか。私は割と小さいところとまあまあ大きい自治体の職員の方たちと多少接触する機会があります。現場でPPPとかPFIをやるというのはすごく大変なことですね。自治体職員が自らやるというのは大変なことです。やろうと思っても難しいし、わからない。そういったときに、一番鍵になるのは首長さんだと思ひます。首長さんがやれと言ったらやらざるを得ない。

具体的な名前を出せないのですけれども、人口300万人以上の下水道事業の方と長期シミュレーションの話をしていると、通常業務にプラスアルファでたった一人の職員がエクセルで30年とか50年のシミュレーション作業をやっているのです。その経営会議では、PPPとかPFIは選択肢の中にも挙がってこないのです。そうすると、やはり首長がやれと言えば、もしかしたらワーキンググループとか特別のグループをつくってやるかもしれない。

では、首長さんにやれと言わせるためにはどうすればいいか。ここにも下水道でトップセールスをするということが書かれています。トップセールスももちろん大事だと思いますが、自治体の首長さん達は自分の自治体が遅れていると思われるのをすごく嫌いますよね。それから、議会から突き上げられるのも嫌です。さらに、市民から突き上げられるのも嫌です。ということは、変な話、見える化をしてランキングみたいなものを公表する。例えば指定管理もあるし、PPPの形態はいろいろなものがありますが、点数化する。難しいと思いますが全ての自治体が所管する事業のうちいくつやっているとか、何%をやっているというのをある程度見える化してランキングすれば、市民も、うちは同じぐらいの規模自治体のなかでビリじゃないとか、逆に1番だったら威張れるとか、そういうふうに首長さんが自分でインセンティブをあげられるような、市民にもわかるような、何かそういうのがあったほうがいいかなと思います。

また、自治体にPPP/PFIの実施状況についてアンケートをとるとしたら、アンケート送付先は多分企画部門ですよね。企画部門にアンケート結果を公表しますと言えば、企画部門は実施状況があまり芳しくなければやはりやばいと思うと思うのです。だから、首長さんを動機づけるようなやり方をもっと入れていただけるといいかなと感じました。

以上です。

○宮本部長 お願いします。

○鳥巢審議官 すごく大事なところでして、さっき見える化という話がありましたけれども、前々回もお話したかと思いますが、経済財政諮問会議の一体改革推進委員会の中でまさにその議論をやっていて、特に水道事業というのは今はまだ黒字のところ結構多くて、なぜ飲み水を民間事業者に任せるようなことをやらなければいけないかということについてのコンセンサスがなかなか得がたい。それは、目先黒字なのに何でそんなことをしなければいけないのかという話になるのですけれども、実際のところ、今回、中長期的な水道料金の見込みを公表するというを書いているのは、20年、30年たつと、世の中で言われているいわゆるワニの口状態になって、給水人口は減るわ、維持更新費は尻上がりにふえていくということで、このまま単純に水道料金で賄うとなると5倍ですよみたいな話が現実に出てくるという絵を見せないとだめだということなので、こういう形を描いていますし、今まさに石田委員がおっしゃったように、我々はベンチマーキングと言っていますけれども、一定の階級と言うと変ですけども、要はある程度人口のサイズごとに、自分たちで比較できる対象の中で大体どのぐらいのところにあるのかなということが見えるようにしていくということで、ベンチマーキングをやるべきではないかという議論を進

めておりますので、経済財政諮問会議の議論とも平仄を合わせながら、この中でどういうふうに書いていくのか検討していきたいと思います。ぜひ盛り込んでいきたいと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

では、岩本委員、お願いします。

○岩本専門委員 御説明ありがとうございます。

石田委員のコメントとほぼ同じようなことを考えておまして、御指摘いただいたようなセクションと別に、私は最後のPDCAサイクルのところで同じことを考えました。ここに毎年度のフォローアップというのがあるのですが、どういう形でフォローアップしていくのか。あるいは、どういう格好でそれを見える化して競争をあおるのか。競争をあおる、あるいはディスインセンティブの仕組みを使ってやるというところにもつながってくると思います。どういう格好でディスインセンティブが働くのかということと、フォローアップをどうやっていくかというのを、ここで果たしてどの程度まで書くべきなのかということはあるのですけれども、もう少し議論を深めていくポイントだと思っております。

あと、進捗状況について毎年度フォローアップを行うというときに、今、このアクションプランの改定が、25年度から始まったところの進捗についての反省点から始まっていると思いますので、このフォローアップを、毎年度行い、ラップをしっかりと刻んでいく必要があるのかなと思います。

ですから、プランの改定の段階では、今、28年あるいは27年度の現在位置を一回確認して、そこから来年度1年間でどれぐらい進捗したのか、そういう定点観測的に毎年度フォローアップできるシステムを考えていくべきではないかと思いました。

○宮本部会長 今の点ですが、いかがでしょうか。

どのようにはかるのかという基準から、これまでどうだったかをこれに載せますよね。今回の資料かどうかはわかりませんが、数値的には余り十分ではない、という形ではなかったと思いますけれども、アクションプランのベースにほぼ準拠している。重点的なほうはまだこれからだということがあるかと思えますけれども。

○鳥巢審議官 本当は今回お示しできればよかったですけれども、事業規模の数字そのものが取り扱い注意だということで、なかなか完全な御説明ができなかったのですけれども、当然、最終的な数字を出すに当たっては、25年、26年の実績値が幾らだったのかというのを必ず出してやります。

それで、目標を出すときも、要するにトレンドラインに任せていい分と、先ほどみたいに収益事業をふやしていきましょと、これについてはこういう上積みを考えていきましょと。それは、例えばイメージ的には、20万人以上のところについては、もう人口20万人もあるのだから収益を上げる事業はできるでしょと。それを目指して、しかも10年というタームがあるのですからしっかり実現してくださいという、これはノルマではなくてお願いなのですけれども、そういう上積みをしている部分は必ずあるのですね。

だから、ベースのところを把握するためには、現時点でどこまで事業規模は進捗してい

るのかということも毎年必ずフォローアップしたいと思っておりますので、そういう意味では、岩本委員がおっしゃった定点観測的なところを毎年度必ずやっていくということはしていきたいと思っています。

○宮本部長 ありがとうございます。優先検討での現状報告的なのが内閣府のウェブに載っていくというイメージですかね。

廻委員、お願いします。

○廻専門委員 御説明ありがとうございました。

3点なのですが、1つは先ほどおっしゃっていたPDCAサイクルのところは何か漠としている。多分これはまだ途中だからでしょうけれども、事業規模や施策の進捗状況についてというのは、事業規模のはかり方は出ているのですけれども、施策の進捗状況というのは、もともと時間軸のいつからいつまでこれがあって、今はこの辺だけれども、このぐらいおこなっているとか、そういうのがあるのでしょうか。それが1つ。事業規模のほうはわかるのです。

それから、空港のところですが、これは全体に事例がはっきり名前が出ていると出ていないのが、多分省庁によって違うのでしょうかけれども、空港のところは北海道は名前が載っていますよね。あれはそういうふうに乗せたほうが良いということなのではないかというものが1つ。分野によって名前が出ているところと出ていないところがあって、省庁によって違うのだと思うのですが、北海道はいろいろ今動きがあるようだけれども、載せるべきで載せているのかということ。

もう一つ、いろいろはかるとき、評価をするときに、事業規模ではかるわけですが、事業規模だけでいいのかというのがわからないのです。例えば、このPFIのは2つあって、公共性と収益性を併用しなければいけないわけですね。そうすると、収益性のほうは事業規模ではかるのですけれども、公共性みたいなところは全く放っておいていいのかなというのが、どこかにももちろん書いてはありますが、その3点です。

○鳥巢審議官 まず1点目、施策の進捗状況は、これから具体のやり方を詰めていくのですけれども、何年までと書いていたら、要は実施をしたのかしていないのかというのがまずありますし、実施に至る過程として、例えばいつまでに検討して何をつくって、何をやってという道筋がはっきりしたら、そのどこまで今実行しているのかということも、ファクトを中心に詰めていくのかなと。これはほかのいろいろな計画のフォローアップと全く同じやり方になるかと思えます。

それから、事業名については、実はここはもう具体的に明らかになっているものを中心に、しかももうほとんど動いて、あと一歩でゴールインみたいなところまでのものを書いております。まだ具体化していないものはもちろん書けませんし、これは当然地元でハレーションが起きますので。だから、基本的にここで書いている事業名というのは、もう本当に現実にゴールインに向けて進んでいる。ゴールインというのは、民間事業者による事業がスタートするという意味です。なので、実はこの名前自体は大きな意味は特にないの

ではないかなと思います。北海道についてはまだ検討中だという段階なので、さすがに具体の名前を書くのはそういう意味で難しいのかなということです。これは、実は成長戦略を議論している競争力会議のほうでこういったストーリーのものが入ってくるので、ちょっと先取り感がありますけれども、書かせていただいております。

それから、事業規模だけでいいのかということで、実は我々に対する骨太の中でのノルマとして、歳出削減効果を具体的に明らかにしていくとありますので、当然フォローアップの中でもそれをやっていきたいと思っております。ただ、これはある程度推計にならざるを得ないので、例えばどれくらいのVFMが一般的に出るのかということとを前提に、件数に対して掛けていきながら、推計値になりますけれども、この事業規模だけではなくて、歳出削減効果についてもあわせて公表していきたいと思っております。そういうことで書くべきではないかという話なので、書いていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○宮本部会長 ありがとうございます。PTの中でもしっかり測っていますので、そのことをつけ加えていただくということですね。ありがとうございます。

では、清水先生、お願いします。

○清水専門委員 延べ払い型のPFIについての判断ということで幾つか言及があるのですが、サービス購入型PFIについては、オール・オア・ナッシングの議論でもなくて、案件毎に効果として濃淡があるのかなと思うのです。

たしか何年か前にPFI推進委員会のほうでも、運営中心型のPFIの拡大を進めるというようなレポートも出されていたと思うのですが、要は効果的なPFIもあれば、相当効果が限定的なサービス購入型PFIもあるのかなということで、やはり目指すべきはPFIにした意義がより多く出るようなサービス購入型PFIを推奨するということだと思っております。ですので、このところはオール・オア・ナッシングではなくて、少しそういう趣旨を組み込んで、最終案を書き上げるときには、目指すべきものを明確化していただけたらいいのかなと思います。

例えばサービス購入型でも、過去の例で言うと、刑務所のPFIとか、非常にオペレーション要素が多くて効果が出ている案件もあると思っております。

2点目は、前回もいろいろ議論があったと思うのですが、PPP/PFIの推進に際して、今、地域と国の関係で言うと、国がこういう形で相当積極的に旗振りをしている一方で、必ずしも地域で自発的に盛り上がるにはまだ及んでいないということが現実だと思うのですが、そこは前回も議論がありましたように、PPP/PFIは基本的には手法であって、最終的な目的は民間の力を借りることによって財政が効率化したり、あるいは効果的な事業、良質の公共サービスが提供されるということかと思っております。また、その結果として民間もそれによってビジネス機会が拡大するということだと思っておりますので、きょうは骨子ということですが、最終的にまとめ上げられるときには、目指すべきものをしっかりメッセージングすることが大事かなと思っておりますし、首長さんに訴えかけるとしても、なぜPPP/PFIをやるのかといったときに、それは市民、住民のために非常にいいものである、

うまく活用できるからという答えができるような形でまとめられるといいのかなと思っています。

住民の満足度とか、地域に与える影響という意味では、類型Ⅲのところでも少しそういう表現が出てきたのですが、あらゆる類型でPFIは施設に関わるものですから、その周辺のエリアマネジメント、地域との関係でよく考えられるべきものだと思います。そういう意味で地域の活性化、あるいはエリアマネジメントの中でのPPP手法の重要性をもうちょっと全体的に表現していただくような形にしてもいいのかなと思った次第です。

それから、次は確認だけなのですが、前回、私のほうで単一公共セクター基準ということで、例として水道事業の法人税の考え方、官官間の税の調整の仕組みのところと言及させていただいたのですが、ここは先ほど御説明いただいたように、ディスインセンティブの制度の問題の議論の中に含まれているというような理解をすればいいのかなどうか、この辺のところの確認を最後させていただければと思います。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。3件と考えていいですかね。

○武井企画官 1点目、サービス型PFI事業について、効果的な部分を抽出して書いていくようにということで、そのように心がけて文章を書かせていただきたいと思います。

2つ目、これも書き方の話だと思いますけれども、民間の力を借りることでいいものを目指していく、そういうメッセージをこの中に書いていくということで、そういうふうに書いていきたいと思っています。

最後の話ですが、単一公共セクター基準というのは、先ほどのディスインセンティブの話につながる可能性のある話だと思います。一方、これにつきましては、産業競争力会議の場に大阪市長さんのおいでになって、当事者、厚生労働省も出て議論されていますので、そういった内容を受けてこちらのほうには反映させていきたいと思っています。

○宮本部会長 よろしいですか。

○清水専門委員 はい。

○宮本部会長 サービス購入型も単なる延べ払いももちろんあるというのは承知しております。しかし、サービス購入型が全てだめだという話ではないということだと思います。そこはうまく書き込んでいただくことですね。だから、本来の目的であるバリュー・フォー・マネーが出ているものも多いので、それも伸ばしましょう、ちょっと問題がありそうな事例があったら、それは改善しましょうということが正しく反映できればと思います。

では、財間さん、お願いします。

○財間専門委員 ちょうど今のサービス購入型の話につながるかなと思ったものですから、そこを先にお話しするのでありますが、前回のこの会議でも宮本部会長からもあったかと思うのですが、混合型について、もう少し積極的に混合型を取り組むような方向の話はどこかに入れられてもいいのかなという気がいたします。

というのは、ちょっと難しい話なのかなという気もするのですけれども、恐らく地方を見たときに、マーケットが非常に弱いところが多い中に、収益事業を取り組むというのが書いてある中で、多分民間側としてもマーケットが小さかったらなかなか出ていきづらいで、そうすると収益性が高い云々だけではなくて、恐らくキャッシュフローが安定しているという安定度の高さのところにも注目する民間事業者はいるはずなので、そういう意味では混合型というのは一つの解決策かなと思っていますので、そこをもう少し積極的に触れていただきたいと思います。

それと、PPP/PFIでPPPのところなのですけれども、より広義なPPPですとか、こういった形のもので書いてあるのですけれども、もう少し具体的に、例えば事業スキームそのものをより柔軟にしていくための一つの方法としてPPPというのが使えるのではないかなというような観点も入れられたらいいかなと思います。

例えば、不動産絡みで言うと、隣地との一体的な開発だとか、周辺との再開発ですとか、今後コンパクトシティを目指していく中で、間違いなく公有地だけではなくて隣地を含めた開発というのが必要になってくると思いますので、そういったビジネススキームの柔軟性に着目したPPPの活用というのも一つありかなと思います。

最後に、先ほど歳出削減効果云々の件も公表されるというお話を伺って、なるほどと思ったのですけれども、というのは、入り口のところが税財源に頼ることなくということから入って行って、最後が民間の事業規模で数字を把握しますということがいま一つ私の頭の中で何となくくるくと回っていたものですから、先ほどの若干すっきりしたのですけれども、どちらかというところ、最後、事業規模をはかるのがこういう形であれば、例えば4ページ目の四角の下にある赤字のところの方がより強調されているほうが、トータルで読みやすいなという気がいたします。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございます。

混合型の点は私も事前にもメールを差し上げています。この前申し上げましたけれども、地方公共団体から見てコンセッション、運営権の事業というのは、独立採算だという形で、頭からうちにはないよというふうに捉えられるところが多いということが、ふるさと財団の調査でもわかっています。そうではなくていろいろな工夫ができるのだよということがもう少し明記されたらいいのではという意味です。今日の資料でもよく読めばどこかにないことはないのですけれども、よく読まなければわからない。よく読まなければわからないのだったらメッセージにならないと思いますので、そこは強調していただければと思います。

そのほかのことは、3件ございましたので、あと2件かな。

○武井企画官 今、混合型のお話がありました。前回は意見聴取の中でPFI機構の半田専務のほうからは、施設整備費を回収するもの、維持管理費を回収するもの、運営費を回収するもの、いろいろなレベルがあって、それぞれに対応したような形で対応していくのでは

ないか、それらを推進していくべきだという方向をいただいております。

それにつきましては、7ページの「事業類型ごとの進め方」の中に、1つはコンセッションとして、1つは収益型事業として、2つのタイプで書いておりました、書きぶりについてはまたさらに考えていきたいと思っておりますけれども、例えばコンセッションの中でも2つ目のポツの3行目、「たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、その持続可能性を確保するため、コンセッション事業の導入を推進する」。例えば下水道なんかは、補助金プラス下水道料収入という形でないとコンセッションは動かないのではないかとというのが現在の検討状況でございますので、そういったものも含めてコンセッションとして動かしていくという話が一方であります。

また、コンセッションにしないまでも、一部事業費、利用料金なり収益事業をもって回収していくというタイプの事業につきましては、(2)の中で書いてありますけれども、7ページの一番下のポツから、「施設が持つ収益ポテンシャルは様々であり、整備費用も含めて利用料金や収益事業で回収可能なものから、運営費の一部のみしか回収できないものもあるが、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても、公費投入の削減に資する観点から、積極的に活用する」、こういうメッセージは打ち出していきたいと思っております。

また、書き方についてはいろいろ御相談させていただきたいと思っておりますが、こういったことを大事にしながら、またこういった中でPFIのみならずPPPもあるだろうという御趣旨だったと思っております。

例えば、ここの事業規模のPTの中で、(2)のところを検討していく中で、例えば売電収入のあるようなDBOのごみ焼却施設というのもこういったところに入ってくるだろうという整理をさせていただいております。そういった形で、PPPも含めてこういったものを推進していく。また、それは必要な形で表現していきたいと思っております。

以上です。

○鳥巢審議官 補足なのですが、特にその問題が端的にあらわれるのが下水道であります、水道は基本的に料金収入で賄っていくという大原則があるのですが、下水の場合は御承知のように雨水処理の関係があって、かなりの比率で公費投入がなされております。それがコンセッションの障害みたいなことを言う人も一部にいるので、今回、18ページのポツの3つ目ですけれども、特に特記をして、全て料金収入で賄うのではなく、ある程度の公費負担を前提とする下水道事業についてもコンセッション方式を円滑に導入できるように、国交省でちゃんとわかりやすい導入モデルを示してくれということで、要は公共団体の担当者からすると、こんなものはコンセッションになじまないのではないかと考えている人も結構いるので、そうではないです、こういうものであってもきちんとできるということを国交省みずから言うのが大事だということで、今回書かせていただいております。別のところでも同じような議論が実はなされているのですけれども、これを今回こういう形で明記しておこうかなと。いろいろなところで、座長、座長代理がおっしゃ

ったようなことも、こういった具体の施策として盛り込んでいくことで実現させていきたいと思っています。

○宮本部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 先ほどのところからの国と地方のすみ分けというか、何を促進するか、国のシステムといいますか、国の役割というのが法律を変えたり、制度的なことを改正してやるということと、もう一つはPPP/PFIに対して、それぞれの事業について、直轄事業についてもやっていくという2つの大きな役割があると思うのです。

4ページのところですけれども、先ほど何人かの方から出ましたけれども、財政削減効果と事業規模の後ろが合っていないというのは、私も何となくそういう気がしていて、そこはやはり両方ちゃんと書いたほうがいいのではないかと思います。

それは、経済的な新しいビジネスというのも非常に大切であることはありながら、財政健全化というのももちろんPPPが始まった原則ということなので、どちらを強調すべきかと書いてありますけれども、少なくとも同じ程度には強調してくださいということだと思います。

それで、先ほど清水さんのほうからも出たのですけれども、同一の地方公共団体の税の話もあれですけれども、私のほうは前回過激に、国のほうももうちょっと頑張ってくださいといいますか、予算を削減できたら半分ずつ財務省に返さなくてもいいのではないのか、そういうのを言ったのですけれども、多分それは入っていないのだろうなと思っていて、ただ、これだけいろいろあちこちにやる気を示しているのもう少し全体的な制度といいますか、取り組みの方針というのを出してほしい。

例えば、実は書いてあるのは制度構築があるのですけれども、国自体は何をやるかというのにはちょっとトーンが薄い気がしています。例えば、11ページから12ページのところに優先的検討の推進というのがありまして、地方公共団体で規定してください。それから、国の機関もやれというのが去年の12月に出ていると思いますけれども、そのフォローアップということですが、これもPDCAで各省どこまでやっているのか、それから規程だけではなくて、もう少し具体の数字を各省に出ささせていただいたほうが、きょうは各省さんは余りいらっしやらないので率直に言わせていただきますけれども、そのほうがいいのではないかと思います。

かつ、今、アクションプランを総合的に今度リバイズした場合に、確かに空港は国の直轄事業であられて、ただ、ほかの重点種目の上下水道と、道路も地方道路公社ですから、国の直轄事業ではない。今後、国の直轄事業でやるのは文教施設となっていますけれども、文教施設3施設で一体どれぐらいできるのか。金額的にはどれぐらいになるのか。18、19、20ページあたりにそのことが出ているのですけれども、文教施設3つはあるのですが、国立公園というのがあるのかもしれないけれども、ではどれぐらいの目標になっているのか。人口20万人の地方自治体に対して2件ずつやれと言っているのに対して、国はどこま

でやりますかというのをもう少しはっきり打ち出したほうがいいのか。あらあらでも、国と地方自治体でこのアクションプランで何兆円と事業ごとに書いてあるけれども、国は何兆円やるのか、地方自治体は何兆円やるのかということぐらひは、国のほうが多くやれということではないですけれども、もちろん基本自治体のほうが公共施設はたくさん持っているということなので、そのあたりを、とりとめはないのですけれども、もう少し国がこういうふうにするのだというのを何となくまとめて書いていただきたいという感じがいたします。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○鳥巢審議官 1点、実はPPP/PFIの推進の意義ということで、今回、例えば4ページとかで書かせていただいたのは、とにかく今の国の議論が一体改革という議論をしておりまして、2020年のプライマリーバランスを実現するために歳出削減一辺倒ではだめなんだと。必ず経済再生とセットで、しかも一体として実現することの道しかないという政府の方針を踏まえた上で、実は我々もこのフレーズについては書くべきだろうということで、こういう議論をさせていただいておりまして、決して歳出削減のことを軽視しているわけでもなくて、どちらかという、全体として歳出削減のほうがむしろ強く出過ぎているのだろうということで書かせていただいております。

実際、最後の書きぶりを見ていただいて御判断いただくことになろうかなと思いますが、いずれにしても経済再生と歳出削減の二兎を追わないと今回はだめなんだという共通認識は多分皆さんお持ちだと思うので、そのあたりを明示したいという趣旨であって、一方を軽視したということでは決してありません。

それから、国の施策、地方の施策という話ですけれども、基本的にここに書いてあるのは国の施策です。これはあくまでも推進会議決定なので、各省大臣が参加をしている会議で決めるわけですから、基本、国の作為義務として書く。先ほど言いましたけれども、最終的にはどこの役所かがちゃんとわかる形にしたいと思っています。ほかの国の計画も、大体どこの役所が責任を持ってやるかということがはっきりわかるような形に、閣議決定する文章上には必ずしも明確ではありませんけれども、その前の段階のペーパーできちんと明示をしているとか、もろもろのことで誰が作為義務を持っているかがわかるような形にしております。だからこそ、逆に言えばもめるわけです。そこが、実は計画というのはできた紙もそうなのですけれども、つくる過程で、要するにいつまでに誰がということをはっきりさせることがプランニングの一番大事なところなので、それについては今回はきちんとやっていきたいということなので、国の施策が書いていないということではなくて、基本は国の施策なんだというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○宮本部会長 よろしいですか。

○赤羽専門委員 国の施策であるということはもちろん理解している上で、もう少し国の具体的な数字とかそういうのが出せたらいいのではないかというアイデアなので、もしく

はもっと抜本的なことなど、それは財務省との関係で難しいのだろうなと思いつつ、これは当然国が地方自治体にやる義務を課しているのではなくて、それをやるために国ができることを所轄の官庁に振ってやらせるということだと思えるのですけれども、何兆円なりそういったところとか、今後出てくるのかもしれませんが、もしくは重点分野も、ほかの会議でやられているのかどうかわかりませんが、もしくはこのPFI推進委員会ではそこを言うべきではないのかどうなのか、微妙な問題なのかもわかりませんが、そのあたりはどうなのかというのも、ちょっと読んでいて。

○鳥巢審議官 事業規模を、例えば地方なのか国なのかといったとき、例えば下水道の集中取組方針の6件というのが、これは地方にノルマを課しているのか、国にノルマを課しているかと言えば、先ほど言いましたように、これは国が一生懸命トップセールスをするなり、公共団体の皆さんに御理解をいたくなり、あるいは住民の不安を除く積極的な措置をやって、結果として実現をするということなので、これはやられるのは公共団体なのですけれども、実際は、厚労省さん頑張って水道6件実現してくださいということを言っているわけで、見方によってはこれも実は国の目標だと。一生懸命公共団体の理解を得ながら6件を実現し、今回は16ページで書かれている集中取組方針で具体的に何件何件と書いていますけれども、これを実現して、後ろで言っているコンセッションで、今回●になって数字が御提示できないのが残念なのですけれども、第I類型のコンセッションの事業類型について、22ページの上で何兆円の事業規模を目標とするというのは、その前で書いている各省が一生懸命汗をかいて公共団体の皆さんに御理解をさせていただいて、事業化にこぎ着けて、この●兆円を実現しろと言っているのです、これについても全部国の数字だと我々は理解しておりますし、各省にもそういう理解をさせなければいけないと思っています。公共団体に任せている数字はこの中に一つもありません。全部国が責任を持ってやるという数字になっています。

○宮本部長 よろしいですか。

では、お願いします。

○石田（晴）専門委員 上下水道は遅れていますよね。遅れている理由をきちんと明らかにして、だからこういうことをしますというのがないと弱い気がするのです。そのときに、上下水道はなぜ遅れているかということ、先ほども申し上げましたけれども、私、人口300万人以上のところの下水道の経営委員会に入っているのですが、そこですらまだ長期の設備更新計画のシミュレーションができていないのです。先ほどお話しされているように、今、黒字だから困っているようには思っていないわけです。でも、大きいところ、小さいところ、雨水があるにしても、下水道も料金収入は減って行って困ってくるわけです。大規模設備はあるし、下水道管、水道管があるし。どういうふうに長期にやって財源が不足するのかというのがまだ見えていないから、ここまで来ないのです。

そうであれば、もっと長期の設備更新計画のシミュレーション作成をもっと国が入って行って助けてあげないと、先ほども言いましたけれども、大きいところでもたった一人の

担当者がエクセルでやっているのですよ。あり得ないですよ。なので、そこをやってあげなければと思うのです。

あと、上下水道ですけれども、上水道は厚生労働省、下水道は国交省で、お話を伺っていると、上水道と下水道は基本的に似ていますよね。大規模設備があって水道管がある。だったら、もうちょっと厚生労働省と国土交通省が手を取り合ってお互いに補えないのかと。例えばここに今回トップセールスと書いてあるけれども、トップセールスはみんなばらばらに行くのかなと行くのであれば上水道と下水道のトップセールスは1回で済ませたほうが市長さんだっというだろうと思います。国土交通省と厚生労働省がもうちょっと一緒に取り組んでほしいなど。シミュレーション作成の支援も共通でできる場所はあると思うのです。例えばソフトだったら、別々に作ればお金がかかるわけですから、そこをもうちょっと何とかしてほしいと思いました。

以上です。

○宮本部長 よろしいですか。

○鳥巢審議官 最初のポイントなのですけれども、何が問題なのかということです。例えば17ページの「集中取組方針」の②水道のところをごらんいただくと、これは実は裏に全部書いているのです。例えばポツ1のところ、「給水人口の減少や維持更新費の増嵩等を反映した中長期的な水道料金の見込みを公表する」と。裏を返せば、そういうことが明らかになっていないから、その次のところですが、「水道事業に関する課題が地域において共有されるよう」というのは、今されていないから、これをされるようにしてくださいと申し上げているわけですし、例えばポツ3番目のところ、「水道等の生活インフラへの公共施設等運営権制度活用に対する住民不安を解消し、理解を得るために」ということは、今なかなかそういうのが得がたいということを実は言っているわけですし、例えば広島の水道に関する議論の中でも命の水みたいな議論があって、それをどうして民間にやらせるのかみたいな議論がいまだになされているわけですね。そういうことについて、実は国が命の水であってもきちんとモニタリングして、要するに公共の適切な関与があれば全然問題ないどころか、むしろいいことがありますよということを国が旗を振れと言っているわけですし、実はこの前段のところは全部その問題点を書いています。

書きぶりも水道と下水道は非常に似たものになっておりまして、石田委員がおっしゃるように、実はいろいろなことをやる時に大体両方をセットで我々もいろいろ議論しておりますし、トップセールスの状況などについて大臣に説明するときも、両省庁と一緒に来て一緒に議論しています。そういった意味でのシナジーというのは、実は我々PFI推進室があるのもそのためです。政府間の横断的な役割でまとめながら政策を進めていくためにPFI推進委員会があるので、その機能を一生懸命果たそうとしています。

さはさりながら、違うところも実はあって、先ほど言いましたように、社会の受益者負担だけではかれないインフラとしての機能を持つ下水道については特別な検討が必要なケースも出てくるので、違うところ、同じところをきちんと見ながら、ただ両省庁が連携を

とりながら実際やっていますし、トップセールスのときも、例えば厚労省が行ったときも、当然下水道の話もついでにしてくれているケースも多いですし、水道の話をしているときも下水道もついでにという話も、我々もいろいろな公共施設の管理者の皆さんとお話をしますが、当然そういうときはセットで話をします。大体そういうところはセットで検討しています。大阪なんかもそうです。とりあえず水道を先にやって、その後下水道ということも当然考えいっちゃうようですし、ほかの公共施設の公営事業管理者の皆さんも、今はこれをやるけれども、その後は当然これをということで、何を先に進めていくかということは、それぞれの公共団体の持っているいろいろな事情があるのでケース・バイ・ケースで、みんながみんな水道から入って下水道から出ていくみたいなことは基本的にないのですけれども、それはそういうシナジーを考えながら、それぞれの事情を大事にしてもらいながら、でも水道を考えたら必ず次は下水道を考えてくださいねということを我々はかねがね申し上げていますので、そういう横の連携を考えなさいみたいな話をどこかで書けるように工夫したいと思います。引き続きやっていきたいと思っています。

○石田（晴）専門委員 今の御説明を伺えば、水道のポツ1と下水道のポツ1は同じように中長期の水道料金の見込みを公表して、課題が地域において共有されるようにすること、設備更新の長期のシミュレーションをきちんと作ることだとわかります。しかし、この表現だとわからない人にはそこまで読めないの、そこは全ての自治体が中長期のシミュレーションをつくるようにと書いて頂きたい。また「国が積極的に関与」とは、具体的に何をどうするのだろうと思うのです。作るためにどういう支援をすると具体的に言わないと、わからないという気がしました。

○鳥巢審議官 基本的にきちんとどういう見込みを立てるかというのは、それぞれの事業者でまずやらなければいけない話なので、それはきちんと事業者にやってもらうということなのですが、この関与という意味は、そうする場合に、おっしゃったように技術的な援助をするとか、あるいはそれぞれの公共団体個別のものを横で比較できるように、国として、例えば同じグループの中でのベンチマーキングを、先ほど廻委員からもお話がございましたけれども、ベンチマーキングを国の中でやっていくとか、仕方は多分いろいろあるので、どこまでどういうふうに書くのか、これはまた工夫していかなければいけない話だと思いますけれども、それぞれの事業所管官庁ごとにどういった見える化のやり方があるのかということについて工夫をしていただくことは重要だと思っています。

その前に、いろいろ事業化も違うことも事実なので、例えば下水道ですと、単純に料金だけではなくて、公費負担の額を比較するというようになってくるでしょうし、水道料金はむしろ利用者負担がメインなので、利用料金中心の比較になってくるという形で、多分関与の仕方が違ってくると思うのです。見える化の仕方も違ってくると思うのです。そういったことを踏まえながら、それぞれの省庁でどういうやり方があるのかということについて、できるだけ具体的に書き込んでいくようにしたいと思います。

ある程度、省庁の裁量といいますか、何をするかということについての自由度も残して

あげる必要があるでしょうから、むしろやっていることが十分か不十分かということについては、フォローアップの中できちんと我々は見えていて、こういうやり方では不十分だということであれば、各年度の終わりのフォローアップ、またここで当然フォローアップをやることとなりますので、各省に来てもらって、当然そういう注文をぶつけることになると思いますので、その中で言っていくというやり方もあるでしょうし、できるだけ省庁の自由度もある程度尊重しながら、かといってサボらないように、ある程度枠をはめていくという微妙なところをどう書き込んでいくかということについては、この後、当然各省協議が待っていますので、その中で我々是可以るだけ具体的なことを書いていくように、事務方としても努力をしていきたいと思っています。

○宮本部会長 ありがとうございます。「国において積極的に関与」というのは、水道の場合は、厚労省頑張れよなということですね。下水道の場合は、国交省やりなさいよということを行っているのですね。

どうぞ。

○根本部会長代理 今回の点について言うと、公共施設等総合管理計画がまさにそれをやれということになっているので、今、実は余りその言葉が前のほうに出てこないの、そこはしっかりやっていますよとPRも含めて、28年度中には総合管理計画が上下水道も含めて将来シミュレーションが出ているはずですから、固定資産台帳等の整備も含めて今進めているところであるということと、それから今後はそれをホームページ等で開示するという、今、開示の義務づけが曖昧なのですね。つくったはいいけれども、開示していないところもあるので、開示をすれば、それを見て、市民が大丈夫かどうか判断できるし、民間はチャンスがあるかどうかを判断できるということかと思っています。できるだけ前のほうに言っていただくのがいいかなと思います。

あと、大きいところで言うと、公的不動産のところはやはり弱いなという感じがあります。8ページ目のところで、一番大事なのは行政財産を含むということ、明記しないといけないなと。普通財産のことですかではなくて、今、使われている行政財産自体が非常に低利用なんだということで、そこをうまく複合的に民間を入れて活用していくことが大事ですねという、現状が低利用であるということの認識と、それからそれを高度利用しようとしたときにさまざまな障害があるわけですので、必要に応じてという言葉を入れてもいいですけども、法制度的な検討を行うというのはぜひ入れていただかないと、実行性がないかなと思います。

そういう意味で、最後のところで、これは間が飛んでいるから途中省略に見えるのですが、22ページ目で公的不動産の目標が地方公共団体で平均2件というのはちょっと志が低過ぎるなという感じで、恐らく横浜市さんだったら1年でこの10倍ぐらい軽くできるなと、こういう感じだと思っています、極めて特殊なものをやれと言っているのではなくて、ごく普通に使われていないものを高度利用するのですよというふうな考えて、小さいものでもいいからいっぱいやりましょうというほうがいいと思いますね。

過疎地域なんかでも、小学校を廃校にするかわりに、そこに集会施設とかコンビニとかを誘致して、逆に小さな拠点にしていくことで地域を残していくというやり方をよくとるわけですが、それももう立派な公的不動産なのですね。それを年間2件やればいいのかというと、そんな話ではないでしょうということなので、こういうところに国が何を狙っているのかを示すことになってしまうので、誤ったメッセージにならないようにしないといけないなど。恐らくこの10倍ぐらいあっても全然驚かないなど私は思います。

それから、今の関係でいくと、4のところではプラットフォームのところばかり数値目標がいっぱい出ているのです。これはいいことなのですが、優先的検討のところは数値目標はないのかというと、恐らく20万人以上のところは「100%」とか「全て」という言葉を入れないといけないのと、あと、20万人未満のところもできるだけ取り入れてほしいということを行っているのであれば、そこで何件ぐらいというのを言わないと目標にならないかなど。そこが明らかに抜けているのだろうなという感じはいたします。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○鳥巢審議官 2件のことについて、どういうストーリーか我々も工夫しなければと思うのですが、これは公共団体の打ち出し方が非常に難しいなと思っています。25年のときのアクションプランでイギリス並と、どこまで説明したかあれですが、要はマクロ数字で10兆、12兆といった同じやり方はことしはなかなか厳しいのかなど。世の中の感じとして、もうこれほど熟度が高まった政策分野の中で、道筋論を全然せずに数字だけ出すことの意味は何なのだという話があちこちでされておまして、そういう形でこういう目安を、これは公共団体に対して当然ノルマを課すということは基本的にはならないので、ノルマは課せないのですけれども、やみくもにたくさんやっってくださいというよりは、何かある程度数字があったほうが、少なくとも省内を説得するときに、企画部局が事業部局を説得するときに、あるいは首長さんにいろいろな話をするときに、国でもこういう目安を立てているみたいですから、我々としても頑張っやりましょうみたいなところを出せばいいなということで、例えば収益事業なんかで、少なくとも20万人以上なんだから収益事業をきちんとトライしてみてくださいよという目安を示すところに、今回一つの新しい意味があるのかなということ、この2件が相場観が非常に低いという話であれば、どこを狙っていくのかということについても、またいろいろ議論をしなければいけないのですけれども、狙っているところはそういうことだという話です。

それから、プラットフォームのKPIについてということなのですが、これも実は先ほど申し上げましたが、一体改革推進委員会の中でも既にKPIをたくさん書いておまして、そこを今回きちんとここで取り込んでいるというのが現状です。

優先検討については、とりあえず枠組みをつくるのが大事なので、もちろん100%というのはきちっとつけ加えたいと思います。国と人口20万人以上についても、100%というKPI

を掲げておりますので、これは同じようにきちんと明示をしていきたい。

問題は、それ以外のところについて数字を出すということのコンセンサスがこの時点でまだございませんし、その数字を今回の改定の手続の中で、各省間、特に総務省との間でコンセンサスを得るのは、実情を申し上げますと非常に厳しいということで、とりあえずは28年度は100%を目標としているところをしっかりと挙げるということをまず目標に掲げて、当然この計画もまた随時見直すということになりますので、骨太方針の議論でも引き続き、今回、根本先生にいただいた議論を向こうにも伝えて、では次どうするのかという話についてのある種の考え方をことしの秋以降でもきちんと整理をして、次の骨太に反映させていくような形で、じっくり時間がありますのでやっていきたいと思いますが、まずそれは20万以上できちんと100%挙げた上での議論になってくると思うので、そういう道筋で将来を見据えて、きょういただいた宿題にきちんと対応していきたいと思います。

余り明快なお答えではありませんけれども、済みません。

○根本部会長代理 行政財産のところは。

○鳥巢審議官 行政財産については、この中できちんと対応するように検討していきたいと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

では、浅野さん、お願いします。

○浅野専門委員 恐らく20万人以上の都市とそれ以下の都市とではPFIが進まない理由、背景が異なるという感じがしています。例えば水道事業について言えば、規模の小さな自治体ですと、一自治体で完結しようということよりも、同じ水系を利用している自治体が連携して考えないと費用の最小化は図れないし、個々の自治体では検討のための人員も不足しているのではないのでしょうか。複数の自治体にまたがるような提案は、各自治体のデータが同じようなレベルで公開されていると民間からは提案しやすいことに繋がります。また、民間提案を評価する仕組みが重要になりますが、民間提案の評価を国の仕組みとしてがちがちにしてしまうとこれもまた問題なので、民間提案の受け入れ、評価更にはインセンティブの与え方も含めて、自治体に運用の幅を持たせる方法もありか、と思います。

先ほど300万人の都市でも水道事業のシミュレーションはごく限られた人数で対応せざるを得ないという話がありましたが、これほどこの自治体でも同じ状況であると思います。インフラには橋やトンネル、港湾などいろいろな種類があり、それぞれの分野の専門家が必要なわけで、老朽化の具合の判定や更新に要するコストなどをある程度正確に把握する人材がはたして整っているか、という疑問があります。その辺りの本質的な問題にどう対応していくのかを真剣に考えないといけないと思います。自治体の技術者不足を補う手段として民間ノウハウを活用することが重要な視点だと思います。

もう一点、コストの見える化ということで言うと、例えば私たちが飲んでいる水道の水のコストの原価構成がどうなっているか、という公共サービスの原価を公表することが大切だと思います。サービスの水準を維持することに対してのコスト意識について国民自ら

が意識を高めていくような啓蒙も避けて通れない道だと思います。将来のために設備の更新費用がどのくらい必要になるか、料金にどう影響してくるかなどのデータを公表していくことで初めて既存インフラのサービス水準を下げる、あるいは長期的には廃止にもっていかざるを得ないといった意識を市民が持つようになるのではないのでしょうか。

○宮本部会長　いかがでしょうか。

○武井企画官　御指摘いただいたような趣旨は、まさにそのとおりで思っております。例えば総務省のほうで、今、公営企業について経営戦略をつくるようにというような指導をしておりますので、そういった取り組みも踏まえて、例えば水道、下水道、企業としてどういう経営になるかということが、先が見えることによって、その次の対策を講じなければいけないということが明らかになってくると思います。そういったものに対応するような形で、我々はPPP/PFIを進めていくことによって、彼らのソリューションをこちらのほうに用意していく。こんな役割分担をできればいいなと思っております。

○宮本部会長　ありがとうございます。

　　前回も根本先生からも御指摘があり、きょうもありましたけれども、データの収集と開示、それが先ほどのところも国交省に頑張ってくださいねと書いてあるのかわからないのですが、全体的にもうちょっとどこか頭にあってもいいのかもわかりませんね。

　　あとは、先ほど浅野さんがおっしゃったのは、水道だとか下水道、地域のバンドリングといえますか、流域組合だとか、衛生組合だとか、そんな類いですけれども、それをもうちょっと推進すれば20万に限定しないよということですね。これは入れるのかどうかかわらないですけれども、目標にはならないかもわからないけれども、そういうやり方もあるよという、施策の現状では4章になっている中のその他どこかぐらいにも入ってもいいかなと思います。

　　財間さん、お願いします。

○財間専門委員　非常に細かい話というより、私の知識不足の話かもしれないのですが、14ページの(4)の情報提供等の支援の具体的取り組みの④のPPP/PFI事業の専門家や云々かんぬん、この専門家というのはどういう方を指しているのかと、さっきまで流し読んでいたのですが、ふと気になってしまいました。専門的知識を有する人たちというのはよくわかるのですが、事業の専門家と言われたときに、いま一つわからなかったものですから。PFI推進機構の方なのか、政投銀さんなのかと思ったら、後ろに金融等の高度な専門的知識云々かんぬんとあったので、誰だろうとちょっと思ったものですから、教えていただけると。

○宮本部会長　お願いいたします。

○武井企画官　前段のところは、我々がイメージしていたのは、例えばコンサルタントみたいな人ですとか、地方公共団体でPFIの実際の実務に携わった方ですとか、そういった方々をイメージして書いた文章でございました。

　　後段のほうは、特にコンセッションみたいな話になっていくと、PPP/PFIだけではなくて、

会計ですとか、法務ですとか、こういったものの専門家が必要になってくるということで、そういうつもりで書かせていただきましたが、わかりにくいところについては適宜直させていたいただきたいと思います。

○宮本部会長 よろしくをお願いします。

では、清水さん、お願いします。

○清水専門委員 追加で二、三御質問というか、確認させていただければと思います。

21ページの6の(1)の一番下のところに、対象とするPPP事業の範囲の3要件というのを書かれていて、ここに書かれていることは結構本質的なことで非常に重要なことを書かれていると思うのですね。さらに考えてみると、コンセッションを今回のアクションプランの中でも集中重点分野というか、そのように位置づけているとすれば、ここに書いている中身は、なぜコンセッションを重要視するかということを書かれていたというふうに、説明とも読めるような中身ですので、言及する場所がここがいいのか、もうちょっと前に置くほうがいいのか、工夫の余地があるのかなと思ったので、それがコメントの1点です。

それから、19ページの⑤文教施設のところで、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を推進ということで、今、いろいろなところでこういう形で言われていると思うのですが、このプロフィットセンターの意味ですけれども、今の文教施設で、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、これをプロフィットと言ったときに、施設改修までやった上で、民間で言う意味でプロフィットだとすると、なかなかこれにずばり見合うものというのは非常にハードルが高いというところがあるので、もう少しいろいろな幅広にこれを推進していくという観点で言うと、さらにワーディングの話ですけれども、「プロフィットセンターへの転換を視野に入れた取り組みを推進する」とか、もう少し書き方を工夫できてもいいのかなと感じました。要は、採算が合わなくても、より効率的な運営をするというところにPPP活用の意味があるのかなと思っております。

最後ですけれども、14ページの上から③のところですが、省庁の窓口・調整合体の強化ということで、今も基本的にやっていっちゃると思うのですが、それをさらに一層強化するということだと思っておりますが、その期限のところでは29年度末となっていて、2年間かけてということになりますので、そこを想定されているのが相当大規模なことを想定されているならあれなのですけれども、2年かけてということより、ほかがずっと28年の並びになっていたのでは、この辺がどういうふうに見ればいいのかというところがございます。

以上です。

○宮本部会長 お願いします。

○鳥巢審議官 これも実は3要件の話ですね。事業規模のところなのですけれども、今回、一番議論になったのは、これは宮本先生、根本先生にも入っていただいて御検討いただいた事業規模PTでの議論でして、多様な進化を遂げるPPPをどこまで事業規模で捕捉していくべきなのかという、ある種技術的な整理をきちんとやるべきだということの成果をここに

実は書かせていただいております。だから、例えばコンセッション自体をしっかり取り組むべきだというのは、16ページの目標設定の考え方のところの1ポツで書かせていただいておりますけれども、「公共施設等の整備・運営に民間の経営原理を導入する観点から、コンセッション事業を集中して推進することが必要」と、考え方をこういうところに書かせていただいております。ただ、ここはいろいろなところに共通する考え方のうち、さっきも言いましたように、多様なPPPのところまでを事業規模で押さえているのかという整理に対する答えだということでもあります。

プロフィットセンターは、全くおっしゃるとおりなので、その方向で修正させていただきたいと思っております。

最後の29年度の件、これは人の話が絡んでくるので、組織・定員要求を今からやりますと当然29年度ということになるものですから、単にそれを考えております。ことしはちょっと間に合いませんので、ことしの夏の概算要求のときに組織・定員要求をすると29年度末かなというだけのことだと基本的に思いますので、国の予算制度の制約だということでも御理解いただければと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。21ページ目の1、2、3は、今御説明があったように、PFIはPFI法ということで明らかなのだけれども、PPPは広い概念なので定義をしましょうということ、定義されたという経緯のところでは。

あと、文教施設の運営権でということですが、先ほども議論がありましたけれども、いわゆる混合型の形態をとらなかつたら、普通はなかなか成立しないですね。そういう意味で、ここにもうまく書いていただければと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。石田直美さん、お願いします。

○石田(直)専門委員 今までのいろいろな委員の方の御意見、御議論を聞いていまして、これが出たときに、特にこれから望ましいとしているPPP/PFIが進んでいくかどうかというのを考えたときに、若干力不足というところがあるのではないかと感じました。

最近非常に思っているところなのですが、何で進まないのか、いろいろ理由はあると思うのですが、個人的にはVFMが出なくなっているということが実は一番大きいかなと思っております。特に、上水道、下水道に関してはVFMは多分出ない。

出ない理由はいろいろあるのですが、もちろん税金の問題とか起債の問題もあるのですが、私が感じているのは公共団体さんがそれなりにコスト削減を実は進めてきています。ところが、このコスト削減というのは明らかに質的な問題があつて、更新を先送りするであるとか、本当は必要なことをやらないということで、サービスの水準が下がって、結果としてコストも下がっている。多分そういう状態なのですね。

そうすると、PSCの水準が低い状態で存在していて、それよりも安くいいものと言われると、誰も民間は出られないし、公共も苦勞してやってもメリットがわかりやすい形で得られない。だったら、やらないと。もう最後まで行ってだめになったら、お金も借りられるし、料金も上げられるし、大丈夫みたいな、そういうモラルハザードが働いているので

はないかなということを感じております。

それを、もしPFI推進室さんのほうで何かできるとすると、ちょっと言い方が難しいのですけれども、12ページの【具体的取組】の⑤に、「下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化」と書いてあって、賛成、反対いろいろあると思うのですけれども、やはりPPP/PFIを活用していくところに対して非常にわかりやすい形でメリットを与えていく。もしくは、活用しない場合には、そういったものが通常であれば得られるものが得られなくなる。このぐらい踏み込んでやっていると、今のお金の論理でいったところのPPP/PFIというのは、ひょっとすると非常に進みにくい。どんなにいろいろなプラットフォームをつくったり、情報提供をしたり、優先的検討の仕組みをつくったりしても、実はなかなかここは崩せない可能性があるのではないかと、皆さんの議論を聞きながらちょっと感じていたところです。

その話は、私は個人的には総務省さんのほうにもすごく強く申し上げていて、特に上水道、下水道に関しては、VFMというのをあえておろすぐらいのことをしないと自治体のほうの議論は通っていかないのではないですかということも申し上げていて、コストが下がるかどうかではなくて、いかに事業の持続性を高めることに資するか、そういう方向に持っていないといけないということはしているのですけれども、なかなか具体的な取り組みとして、ではどうやっていけば実行性があり、短期間で達成できていくかというのがよくわからないので、今ある中ですごく効果を発揮しそうなものとする、これだなと感じました。

工業用水道ではこういったことを既に始めていらっしゃるということもありますので、こういったものをもし、ここは下水道とか国交省さんの傘下の事業が多いのですけれども、水道なんかでもやっていくと、もう少し自治体さんの見目も変わってくるのではないかなと。水道はもともと補助金はほとんどないので、何かこういう強烈なインセンティブがあると、ひょっとすると自治体さんの見目、企業さんの考えも変わってくるのに力を発揮するのかなということを感じました。

ちょっと自治体さんの意見も聞いてみたいと思うのですけれども、以上です。

○宮本部会長 小林さん、何かコメントをしていただけますでしょうか。

○小林専門委員 これは自治体にとってはとてもきついです。どういう場合にこの要件化をするか、これをやったらどうなるみたいな、先ほど何度か御意見が出ているモデルをあわせて示していただきたいと思います。

○宮本部会長 お願いします。

○根本部会長代理 委員同士で余り議論してもしょうがないのですけれども、PSCに更新費用を入れないということ自体がそもそもおかしいのであって、それは水道固有の問題ではなくて、全部老朽化して行って更新費用を入れていないというのは、それをすればバリュー・フォー・マネーが出ないのは当たり前なので、もしそういうふうに誤解されているのだとすれば、それはゆゆしき問題というか、国民から見ても甚だしくおかしい話なので、イ

ンフラ老朽化云々のところに少し注書きするなり何なり、PSCは当然本来入れるべき費用も、パブリックが行った場合でも必要な費用は当然入れるのだよということを再認識してもらおうということではないですかね。ここに書けば相当それはきいてくると思うのでというようなことではないか。

○石田（直）専門委員 全くおっしゃるとおりで、私も実務をやっているときにはそういう話をしているのですけれども、特に上水道、下水道は実績値があるので、今、例えば300のコストでやっています、でもこれは足りていないのですよ、本当は500かかるんですよ、それを民間でやったら400でできるんですよという議論は、現実的にすごく難しいなと思っているところがあって、これは人件費にしろ、薬品にしろ、ちょっとした修繕にしろ、いろいろなものが積み重なってそうなっているという感じがすごくあって、これはどうしていったらいいかなとちょっと思っているというのが問題意識としてはございます。ただ、それはVFMガイドラインの中でやっていくべきかもしれないのですが、ちょっと考えて。

○根本部会長代理 誰も読まない。ここで書かないと。

○石田（直）専門委員 そういう意味で、PDCAサイクルのところなのですけれども、事業規模の施策の進捗状況について毎年度フォローアップということで、これは事業規模をモニターします、施策の進捗状況をモニターしますので、今、説明を詳しくはされていないのですけれども、きょうも参考資料に最初のアクションプランの施策の進捗状況のエクセル表があって、これを見るとほぼ実施済みなのですね。確かに、多分事業規模もそれなりに達成しているということで、大変よくできましたみたいな感じに見えるのですけれども、何となく関係者はそうは受けとめてないということがあって、つまり、モニターするものも当然変わっていくということですが、この施策をやれば我々が意図しているよきPPP/PFIがふえていきますよねという、何かその検証もきっと必要なんだろうなと思いました。

そのためには、なぜ推進されていないかの問題の本質をしっかりと把握していく必要があるので、ぜひPDCAサイクルを回すに当たって、そういった基礎的な調査、実態把握というのを進めていただいて、ぜひこういうところにフィードバックしていただければなと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

実態把握は重要だということと、ライフサイクルコストですよ。本当の意味でのライフサイクル。そこをうまく入れるという意味では、先ほど根本先生がおっしゃったみたいに、ちょっと上のほうで書いていただいたほうがいいかもわかりませんね。

○鳥巢審議官 それで検討したいと思います。

石田委員のモニタリングの話ですけれども、先ほど言いましたように、予告編であれですけれども、毎年この場できちっとモニタリングして推進委員会のほうで報告書を出していただくというストーリーになると思うのですけれども、実はそれ以外にいろいろな宿題といいますか、我々がやらなければいけないと思っていることは、特にコンセプション

について事業者からのいろいろなヒアリングをきちんとやるべきなのではないのかと。要は役所からばかり聞くのではなくて、事業者からちゃんと聞いた上で、それをもって役所に対してぶつけて、その状況も把握すべきではないかということで、これはまだ中での検討の段階なのですが、別途、事業部会みたいなものをつくって、それをこちらでのプランニングのフォローアップとあわせて、事業サイド、要するに事業全体、実務全体の中でことし1年間起きたさまざまなことをお聞きして、そこでどういう障害があって何が課題なのかということをも別ルートで検討した上で、それを総合する形で最終的にはフォローアップにしていっていいのではないかとということもあって、ぜひそういうことも含めてやっていきたいと思っています。

また、具体的話になれば委員会等で御議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、一応そんなことを考えています。

○宮本部会長 ありがとうございます。

小林さん、お願いします。

○小林専門委員 先ほどの水道事業とか、下水道事業とか、大きな公営企業会計の部分は御意見のとおりだと思いますけれども、先ほどの12ページの国交省さんの関連の事業というのは、地元の団体というか、事業者さんが今までPFIではない、あるいはPPPではないという発注のスタイルで来ているところの話なので、そういう意味でどういうやり方を具体的にするのかという明示があわせて必要だと思います。

それともう一つ、PPP/PFIを定義していただいて、すごくわかりやすくなったと思うのです。要するに、PFIだけではない、PPPもありますということで、先ほど根本先生がおっしゃいました8ページの部分の行政財産、これは公の施設のことも含んでると思います。指定管理者制度がもう10年たって、それをどうこれからバージョンアップするかが書き込まれると、自治体関係者はより具体的なイメージが湧くのではないかと思いますし、LABVなどの新しいところにもこれから向かっていくためにもこの部分が必要なのだということを書いていただくと、PPPの重要性、PFIだけではない重要性が伝わると思いました。

最後に1点、これも随分御意見が出ていますからダブるかもしれませんが、11ページは、優先的検討の推進をいよいよこれで具体的に明示をされていく。そうすると、先ほどのように、PPPは意外と進めやすい手法だと思いますけれども、PFIというのは難しいというか、人的対応とかスキル対応もあります。PPPはいろいろなメニューから選べると思うけれども、そのときにプラットフォームを具体的に事業者さんも自治体もイメージが湧くようなことをしたほうがいいと。

私としては、この中で1点、なかなか出資する金融機関がない。SPCをつくる上で重要な金融機関がないと、地元の意見ではよく聞くのですね。ここは確かに産官学金と、金労言の労言を抜いた金が入っていますから、そこを強調されていると思いますが、なぜできないか、これまでも十分ヒアリングされていると思うので、何かプラットフォームのモデルみたいなことがイメージできるよう、11ページの真ん中辺に⑤の「モデル的な取組を行う」

という記載があるけれども、このモデル的な取り組みのイメージがわかるものを書き込んでいただくと、わかりやすいと思いました。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

○武井企画官 今、御指摘がありましたように、PPPが取り組みやすいというところがあるという話は、まさにそのとおりだと思っています。我々のほうもPFI一本で行くのではなくて、いろいろなPPPも含めて今回推進していこうということでやっておりますので、そういった意味でPPPに関する記述を充実させたいと思っております。

また、今、御指摘がありました地域プラットフォームの金の関係ですけれども、多分地域によって随分様子が違うと思うのですが、地方に行くとかなり地方銀行さんが積極的な部分があると思っています。大都市はどちらかというと大手銀行さんが中心になって動いていらっしゃる部分があると思いますので、そういった意味でいろいろなところで対応できるように、こういった取り組みについて金融機関のほうにも我々のほうから働きかけていきたいと思っております。

書き方については御指摘を踏まえたような方向で修正していきたいと思っております。

以上です。

○宮本部長 どうもありがとうございます。そろそろ時間でございますけれども、ほかに何か。

○石田（晴）専門委員 記述のお願いなのですが、10ページ、11ページに全国で地域プラットフォームを47以上形成するとか、参加する地方公共団体の数を181団体にとすると、数字がありますよね。そのときに現状値を入れていただきたい。そうすると、これが挑戦的な目標なのかどうなのかわかりますよね。例えば、28年3月31日現在幾つなのを30年までに幾つにするという、これは挑戦的だとか、何だ大したことないとか、よくわかります。同じように、22ページも「人口20万人以上の全ての」というのも、今は何団体中何団体が度実施しているのかを書き込んで欲しいです。

先ほど、根本先生がおっしゃった公的不動産についても、20万人以上で平均2件程度というのは、計画期間10年間で1自治体に2件なのでしょうか。ここも、今は何件なのを年何件にするとか、10年だったら10分の1になってしまいます。目標値の挑戦性が見えるように現状値を書き込んでいただければありがたいと思います。

○鳥巢審議官 検討してみます。

○宮本部長 始まったばかりのところもありますから、そこは御検討いただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係もありますので、これでよろしいでしょうか。

本日の審議はここまでにさせていただければと思います。本部会の構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中で積極的に御参加、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

冒頭申し上げましたとおり、来週の月曜日の委員会において本部会からの中間報告としてアクションプラン等の改正素案の審議を行う予定でございます。

そこで、本日の議論を踏まえた改正素案の修正を含め、委員会の中間報告につきましては、部会長の私に一任していただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、委員会における中間報告の後、もう一回、本部会においてアクションプラン等の改定案の審議を行う予定でございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、事務局から連絡事項があれば、よろしくお願ひします。

○野村参事官補佐 次回の第4回計画部会は4月28日木曜日、15時から17時に開催いたしまして、宮本部会長からただいま御説明がありましたとおり、アクションプラン等の改定案に関する審議を予定しております。よろしくお願ひいたします。

○宮本部会長 それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございます。